

東京都食品安全推進計画の改定に向けた考え方

食品安全推進計画改定の基本的な考え方

【計画の位置づけ】

東京都食品安全条例に基づく計画

- 1 食品の安全確保に関する施策の方向
- 2 その他、食品の安全に関する重要事項

計画の体系(案)

☆基本施策を検討し、その中から、
重点的・優先的に取り組む施策を選定

計画の期間(案)

☆5ヶ年の中期計画
(平成27~31年度)

基本施策・戦略的プラン見直しの考え方

食品安全を取り巻く現状・今後の動向

食品に関する事件・事故

- ◆ 重篤又は大規模な事件の発生
食中毒
(ノロウイルス、カンピロバクター、O157等)
冷凍食品への農薬混入
- ◆ 偽装・誤表示の発生
産地等の偽装表示、
アレルギー表示の欠落
- ◆ 食品中の放射性物質
都内産及び都内に流通する食品への対応

今後の動向

- ◇ 食品表示法の施行
消費者や事業者に対する一元的な対応
国や他自治体、各局との連携
- ◇ 自主的衛生管理の普及拡大
HACCPに基づく衛生管理システムの普及
- ◇ 進展する食品流通のグローバル化
経済の自由化に伴う食品の輸出入の増加

基本施策について

☆これまでの実績や今後の動向を
勘案し、内容や施策の柱を検討

【参考】現行の基本施策（49施策）

- ◇ 施策の柱1 事業者責任による食品の安全確保
 - ・事業者の自主的衛生管理の推進（7施策）
 - ・事業者に対する技術的支援（3施策）
- ◇ 施策の柱2 生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止
 - ・情報の収集、整理、分析及び評価の推進（7施策）
 - ・食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（9施策）
 - ・緊急時の体制整備（3施策）
- ◇ 施策の柱3 関係者による相互理解と協力の推進
 - ・食品表示の適正化の推進（2施策）
 - ・教育・学習の推進（3施策）
 - ・情報の共有化・意見の交流等の推進（3施策）
 - ・都民及び事業者の意見の反映（3施策）
- ◇ 施策の柱4 安全を確保する施策の基盤づくり
 - ・基礎となる調査研究・技術開発（3施策）
 - ・人材の育成（1施策）
 - ・区市町村、国等との連携等（5施策）

重点的・優先的に取り組む施策について

☆基本施策の中から、重点的・
優先的に取り組む施策を選定

【参考】現行の戦略的プラン（9プラン）

- 方向性 1** 事業者のコンプライアンス意識を高め、
自主管理向上のための施策の充実を図る
 - ① GAPと生産情報提供食品事業者登録制度の推進
 - ② 事業者が取り組む自主的な衛生・品質管理の推進
- 方向性 2** 健康被害の未然防止・拡大防止に
力点を置いた施策の充実を図る
 - ③ 緊急時における危機管理体制の整備
 - ④ 食品安全に関する情報収集と評価
 - ⑤ 「健康食品」による健康被害の防止
 - ⑥ 輸入食品の安全確保対策の充実
- 方向性 3** 食の信頼確保に向けた
都民への情報提供の充実を図る
 - ⑦ 食物アレルギーに関する理解の促進
 - ⑧ 食品表示に関する知識の普及と適正表示の推進
 - ⑨ 食に関するリスクコミュニケーションの充実